

平成29年 9月14日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	朝 日 将 貴	2 番	江 崎 貴 大
3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
5 番	永 井 利 明	6 番	鈴 木 みどり
7 番	那 須 英 二	8 番	三 宮 十五郎
9 番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

9 番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	鈴 木 浩 二
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水 谷 みどり
監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人	危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 野 智 雄	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長 兼 十 四 山 支 所 長	柴 田 寿 文

福祉課長	山下正巳	児童課長	大木弘己
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修	商工観光課長	大河内博
土木課長	伊藤仁史	下水道課長	小笠原己喜雄
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	安井文雄	図書館長	山田淳

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 石田裕幸 書記 土方康寛

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第35号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第3 議案第36号 弥富市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第37号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第38号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第39号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第40号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 認定第1号 平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第2号 平成28年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第3号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第4号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第5号 平成28年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第6号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第7号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第35号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第3 議案第36号 弥富市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について

日程第4 議案第37号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第38号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第39号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第40号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第8 認定第1号 平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第2号 平成28年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第3号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第4号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第5号 平成28年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第6号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第7号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（武田正樹君） この際、日程第2、議案第35号から日程第14、認定第7号まで、以上13件を一括議題とします。

本案13件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

最初の質問者の平野議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたのでよろしくお願いします。

まず平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） 10番 平野広行でございます。

認定第1号平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について質問いたします。

企業にとりましては、決算が命であります。決算の数字に事業活動の成果が集約され、配当も株価もボーナスも、決算で明らかにされた利益の大きさに左右されます。

一方で、地方自治体では予算が命であります。行政の役割は、予算どおりに事業を執行することであり、決算はそれを確認するための手段であります。

議会は、平成28年度予算を承認しました。我々議員は、予算がきちっと執行されたかチェックし、疑義がなければこれを認定して、平成30年度予算策定のための参考資料としていくという位置づけになると思っております。

このような観点から質問をさせていただきます。

まず歳入面においてですが、歳入全体におきましては0.2%の増であります。しかし、市税の収入におきましては82億7,242万3,410円ということで、初めて80億円の大台に乗りました。前年度決算額に対しまして3億4,209万5,000円、率にして4.3%の伸びであります。当初予算に対しましても3億3,800万円の伸びとなっておりますが、主な要因は何か伺います。

○議長（武田正樹君） 佐野税務課長。

○税務課長（佐野智雄君） おはようございます。

平野議員の御質問にお答えいたします。

市税収入において、前年度決算額に比べ増額となっている主な理由は何かとの御質問ですが、主な要因は固定資産税の増収でございます。

これにつきましては、港湾地区等の工場の建設及び企業の設備投資等によります償却資産の増加であると考えられます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、課長のほうから固定資産の増加が主であるというような答えをいただきました。

固定資産税アップの要因としては、平島地区の宅地開発、農地転用による税率アップ等がありますが、何といたっても、今お答えいただいたように、一番大きなウエートを占めるのが西部臨海工業地帯の企業誘致によるものであります。

そこで、お配りしてありますが、資料のうち表の2をごらんいただきたいと思います。

表の2の中央部にあります市税に占める固定資産税の割合ですが、平成24年度、27年度は3年に1度の固定資産評価がえの年であり、少し低い値となっておりますが、28年度においては59.3%と、最近では一番高い値となっております。

歳入に占める市税の割合も28年度は55.5%となっております。市税収入を中心とした自主財源比率も表には記載してありませんが、24年度の62.9%から28年度は66.7%と高くなっ

ております。

財政が厳しい中、新たなニーズや課題に柔軟に対応するためにも自主財源比率を高めることが大事であります。今後も市税収入のアップに全力で取り組んでいくべきであるということをお願いしまして、次の質問に入ります。

それでは、市税全体の約60%強を占める本市の基幹税であります固定資産税をさらに伸ばすには、どのような施策を行うべきか伺います。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをいたします。

市の重要な基幹税であります固定資産税を伸ばすためには、今後も企業誘致を推進する必要があり、そのための企業立地奨励金制度は有効と考えております。

愛知県は、平成19年度企業立地法に基づき市町村と共同して基本計画を作成し、工場の新設や事業を高度化する企業に対して、融資に係る支援を行っております。

本市におきましても、企業立地促進法に基づく地域独自の支援として、西部臨海工業地帯の弥富埠頭と鍋田埠頭において、工場立地法に係る緑地規制の緩和を行っておるところでございます。

また、本市は、平成23年12月22日より国際戦略総合特区、アジアNo. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区区域の指定を受けており、この指定により、企業は税制上、財政上、金融上の支援を受けることができます。このような背景の中、本市においても、平成16年度より指定地域を定め、企業立地を促進するための奨励金を交付してまいりました。

平成28年3月に弥富埠頭の川崎重工東工場が操業開始し、今年度は弥富埠頭第1貯木場埋立地の分譲売却済み用地におきまして、1社が建設予定であり、平成30年中に操業開始予定でございます。また、その南隣地に分譲予定地が2筆ございまして、名古屋港管理組合において、現在分譲中でございます。また、数年先ではございますが、その南側で第1貯木場の埋め立てや分譲が今後予定されているところでございます。さらに、王子製紙跡地のESRが平成30年2月に操業開始を予定しており、今後予定されております競馬場隣接地売却による企業立地を考察いたしますと、現在の企業立地奨励金は平成31年9月30日で失効しますので、今後どうしていくかを検討する必要があると考えております。

企業におきましては、新規事業所建設の初期投資額が高額であり、相当な負担になると考えられます。このことから、事業所建設時に奨励金による助成を行うことは、今後も企業誘致する上で大変有効であると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 企業立地の件で少し追加答弁をさせていただきますけれども、きのうも朝日議員のところ、私、お話をさせていただいたかと思っておりますけれども、今現在決まっ

ている企業誘致において、少し詳細を上げていきたいと思いますが、川崎重工の東工場が5,600平米ということで5.6ヘクタールというような状況でございます。それから、先ほど開発部長が話をしました弥富埠頭の売却済み用地につきましては、やはり航空宇宙産業であります東明工業というところが名乗りを上げていただいております、これが約3万平米、3ヘクタールというような状況でございます。そしてまた、王子製紙の跡地、栄南小学校の北側でございますが、E S Rで今、建設中でございますが、こちらが5.2ヘクタール、5万2,000平米ということでございます。それから協立エアテックで、これも臨海工業地帯でございますけれども、1万3,000平米、今決まっている段階においては15万2,000平米ということで15.2ヘクタールが計画をし、またそのまま進んでおるといような状況でございます。

そして、今後におきましては、名古屋競馬場の未利用地が17万平米ということで17ヘクタール、実はございます。それから今度、東明工業が新しくなるわけでございますが、その分譲地の南側に2筆、約4万平米で4ヘクタールございます。それから、第1貯木場の南の埋立地については9万6,000平米で9.6ヘクタール、合計合わせますと30.5ヘクタールのいわゆる企業の誘致面積があるという形でございます。

こういったことにつきまして、愛知県、あるいは名古屋港管理組合ともども一緒になって、企業誘致を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、市長のほうから追加答弁で、すごいまだまだ敷地は十分にあるという御説明をいただきまして、安心をいたしました。

固定資産税をやっぱりふやすには、西部臨海工業地帯への企業誘致だとの答弁もいただきました。まさにそのとおりだと思います。

そのためには、先ほどお答えがありましたが、企業立地奨励金の継続についてということもございましたが、継続はもちろんのことだと私は思っております。

そして、道路整備を進め、物流経路をスムーズにする道路環境をよくすることだと思っております。

そのためには、市税収入に対する道路関連予算をふやしていくべきだと考えます。

配付いたしました資料の中の表1、上のほうの表ですが、これをごらんいただきたいと思えます。

道路維持費については、特に大型車両の増加によって、道路の損傷箇所がふえ、また修理頻度も毎年増加していますことによって、28年度決算では、近年では一番多くなっております。一方で、幹線道路、生活道路整備のほか、道路区画線設置、カラー舗装等、交通安全施設の整備工事といった道路新設改良費は、28年度決算においては、対前年比におきましては

アップしておりますが、26年度、27年度においては減額となっており、順調な増額とはなっておりません。

一番右に(A) + (B)という欄ですが、道路維持費と道路新設改良費を合計した金額が市税に占める割合を記載してありますが、28年度は3.98で前年度に比べ1.4ポイント上昇しておりますが、29年度の当初予算におきましては、残念ながら道路維持費では54万2,000円、道路新設改良費では1,630万9,000円、合計で1,700万円ほど減額をされております。そして、ここ5年間の平均値は、表外の下ですが、記載してありますように4.29です。せめてこれぐらいの値までは、道路予算を持って行ってほしいと私は思っているんですが、お答えを伺います。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをいたします。

この5年間の決算額を見ますと、議員御指摘のとおり、市税決算額に対する道路維持費と道路新設改良費は、一定の割合になっておりません。

この要因といたしましては、道路新設改良費の各年度ごとの施工箇所の事業費などの増減が起因しているものと考えられます。市内には、広域的な道路ネットワークへのアクセス道路の整備が行われていない箇所もあり、また道路施設の老朽化が進んでいるところもあります。地域市民の生活環境を考慮しますと、これらの整備を計画的に進めていきたいと考えております。

一方、本市では、新庁舎建設事業、JR・名鉄弥富駅整備事業など大型事業を控え、平成28年度からは普通交付税の合併算定がえの特例措置が段階的な縮減もあり、厳しい財政状況が続いております。したがって、議員御提案の市税収に対する一定の割合の道路予算を確保することにつきましては、大変難しい状況にあると考えております。

今後は、行政改革を積極的に推進しながら、道路整備に必要な財源を確保してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 新庁舎建設が最優先課題であるということは、十分理解しております。

市内におきまして、道路損傷によって家への振動、騒音等による生活環境の悪化等市民生活に影響も出てきております。また、道路損傷が原因による交通事故を減らすためにも、交通安全対策となる道路管理、これも本市にとっては深刻な問題となってきましたので、この点を十分考慮していただいて30年度予算に反映すべきであるということを申し上げまして、次の質問に入ります。

○議長（武田正樹君） 平野議員、市長のほうから。服部市長。

○市長（服部彰文君） ちょっと追加答弁させていただきますけれども、弥富市の港湾中心の道路網という形のネットワーク整備ということについてお話をさせていただきますけれども、今、御承知のように名二環が飛島から名古屋インターのところにかけて工事を進めております。これがあと少し時間がかかりますけれども、すばらしいネットワークの一つになってくるというふうに思っております。そして、伊勢湾岸道路が今は東名阪道路に一旦おりて、奈良、関西のほうへ行くわけでございますけれども、これが平成30年、来年度にはダイレクトに東名阪におりなくても、伊勢湾岸道路から新名神という形の中で結びつくようになります。こうした形の中に国のほうの施策として、ネットワーク道路網が準備されるものですから、我々としては、その基幹的な部分だけについては、優先的に考えていかなきゃならないというふうに思っております。今の西尾張中央道、あるいはその1本西側の新しい道路ができておりますけれども、これも非常に傷んでおりますので、23号線前の道路について発注したところでございます。従来の層よりも厚くアスファルトを打って、しっかりとした道路につくっていききたいというふうに思っておりますので、そういう基幹的なことについては、これからも予算との兼ね合いもございまして、しっかりとやっていききたいというふうに思っております。

そうした形で、ネットワークについて、少しでも利便性が高まるような形は考えていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

じゃあ次に、この市税を確実に確保するためには、収納率を上げる必要があります。28年度も前年度に比べ96.6%から97.1%ということで、0.5ポイントほど収納率が上がっており、職員の皆さんよく努力されていると思います。過去にもさまざまな収納率向上対策を行ってきたと思いますが、ここで4点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、28年度に新たに取り入れた施策はあったのかお伺いします。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○総務部次長兼収納課長（鈴木浩二君） お答えをいたします。

日ごろの地道な収納事務により、納税者の納税意識が向上したことで、現年分、滞納分ともに最高の収納率になったのではないかと考えられます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） それでは、2点目ですが、昨年度クレジットカードの決済はどうかというような御提案をさせていただきましたが、これに関して検討はされたのか伺います。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○総務部次長兼収納課長（鈴木浩二君） 納税の機会をふやすのはいいことと考えますが、他

市の動向を見ますと、導入している市は余りふえてはおりません。また、導入している市についても利用率が低く、費用対効果を勘案し、現在のところ導入は考えておりません。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 導入の検討はされたということで理解をしておきます。

じゃあ次に、収納目標値をどれぐらいに設定して取り組んでみえるのか伺います。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○総務部次長兼収納課長（鈴木浩二君） まず、収納率は前年度を下回らないようにと、また金額のみならず、件数についてもふえないようにと取り組んでおります。

そのことから、滞納繰り越しにならないよう、現年分の滞納整理を早期に着手しております。以上です。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） それでは、4点目ですが、配付しました資料、尾張西部6市の市税収納率と愛知県下上位市の収納率比較表（27年度分）をごらんいただきたいと思います。他市はまだ28年度分の資料はありませんので、本市についてのみ28年度分も併記をいたしておきました。

本市の28年度市税の前年課税分の収納率は99.3%に対して、滞納繰越分の収納率は26.5%と随分低い値になっております。今後、この滞納繰越分の収納率を向上させることが課題であると思いますが、今後、さらにどのような対策を考えてみえるのか伺います。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○総務部次長兼収納課長（鈴木浩二君） 法令を遵守した法的処分の徹底であります。

そのためにも、繰り返し滞納をする悪質滞納者に対して、厳正な処分を行わなければなりません。また、西尾張滞納整理機構との連携を行っていき、広域的な機動力、調査力を必要とする滞納事案について処理を移管することにより、処理困難案件の解決を図ってまいります。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） しっかりと取り組んでいただきたいわけですが、この表の中において、27年度の市税収納率が98%以上の名古屋市からみよし市においては、滞納繰越分の収納率が47%から27%、本市に比べると高いわけであります。尾張西部6市の中でも、本市は市税の収納率においては断トツ高いわけですが、滞納繰越分の収納率においては、一宮市、あま市に次いで3番目であります。この滞納繰越分の収納率を高めるということが、本市においては大変重要であると思っております。

国民の三大義務の一つとして、納税の義務があります。負担の公平性において税を納めなくてはなりません。本市にとって一番の課題は、滞納繰越分の収納率を上げることにあるま

す。監査委員による審査の意見の中でも述べられておりますが、未収金については時間の経過とともに徴収が困難になると、できるだけ早期に対応することが重要であります。このように述べられております。

税務課と収納課が連携して、収納率の向上を図るべきであることを申し上げまして、次の質問に入ります。

次は、歳出面についてです。

前年度は、予算現額152億6,671万円に対し、不用額が4億9,348万3,000円で、不用率が3.2%であります。28年度決算においては、予算現額154億1,616万4,000円に対し、不用額は8億2,090万円で、不用率は5.3%であります。一方で、予算の執行率は27年度も28年度も93.2%、同じであります。28年度の予算現額に対する不用額、不用率についてどのように評価をしてみえるのかお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

平成28年度の不用額につきましては、予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた残額でございますが、8億2,089万9,952円ございました。また、不用率につきましては、予算現額に対する不用額の比率でございますが、5.3%ございました。

まず不用額についてでございますが、平成27年度より3億2,741万7,205円多かったわけですが、その理由の1つ目といたしましては、平成27年度の当初予算で計上いたしました新庁舎建設事業の土地購入費1億1,620万円と物件移転補償金1億526万円を繰越明許費として計上いたしまして、平成28年度に繰り越しをさせていただきましたが、平成28年度でも契約に至らず、支出できませんでしたので、そのまま不用額として残ったものでございます。これにつきましては、繰越明許費として計上し、翌年度に繰り越した予算は補正ができないこととなっているためでございます。

2つ目の理由といたしましては、国民健康保険特別会計繰出金につきまして、補正で計上させていただきました1億3,000万円を繰り入れる必要がなくなったため、不用額として残ったものでございます。これにつきましては、最終的な医療費の額や国・県との負担金等の精算などを経た結果でございます。年度末の3月補正を計上させていただく段階では、それらの金額が不明であったためでございます。

このような理由から、平成27年度と比較して不用額が多くなったものでございます。

また、不用率につきましても2.1%上がりましたが、同様な理由から上がったものでございます。

仮に、これらの不用額がなかったならば不用率は3.0%となり、平成27年度より不用率は下がりますので、特別な事情によって不用額が多くなったと認識いたしておるところでございます。

います。したがって、適切に予算執行できたのではないかと考えております。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 庁舎の予算が執行できなかったということが主な原因になっているということでございますね。

不用額につきましては、予算見積もりによる過大によるものなのか、また経費の削減効果によるものなのか、理由はいろいろあると思いますが、まずしっかりとした予算の見積もりが大事でありますので、しっかりとした予算見積もりをしていただき、きちっと事業をしていただくことが大事であるということを申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

最後の質問になりますが、28年度の決算を見て、これは市長にお伺いしたいんですが、どのように分析し、今後の市政への課題をどう考えるのか見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員に御答弁申し上げます。

平成28年度決算全般におきましては、先ほど来、我々の担当のほうからお話をさせていただいておるように、歳入の面におきましては個人の市民税、あるいは固定資産税で堅調に伸びてきたなあというふうに思っております。

この場をかりまして、市民の皆さんの大変な御努力に対して、感謝申し上げていきたいというふうに思っております。

また、固定資産税におきましては、平島中区画整理事業が終わりまして、新しく弥富に居住を構えていただく人が随分多くなってまいりました。

そしてもう一つは、西部臨海工業地帯における企業誘致ということがさまざまな関係者とともに積極的に進められてきているということについて、堅調な伸びが結果として起きているというようなことでございます。こういったことにつきましては、先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、歳入の面については、しっかりとこれからも努力していきなさないというふうに思っておるところでございます。

しかしながら、歳出の面が、先ほど財政課長のほうからも話がありましたように、大型プロジェクトがめじろ押しでございます。一番大きなものは庁舎の建設であり、そしてJR・名鉄の橋上駅舎化、そして火葬場が非常に老朽化してまいりましたので、火葬場を新しくしていこうということについても、基本計画を来年度からしっかりと立てていきたいというふうに思っております。そういった形のもの、そしてまた学校環境の整備につきましても、今までもそうですけれども、これからも歳出面からすると大きくなっていくというような状況でございます。

今後は、今回9月定例議会で多くの議員の皆さんからお話をいただくわけでございますけれども、行財政改革、行政改革をしっかりとやっていかないと、もう立ち行かなくなるという

ような状況もございます。そういう大変厳しい側面が一方にございますので、行財政改革をしっかりとすると同時に、歳入面での努力もしていかなきゃならないというふうに思っておるわけでございます。

私どもは、平成33年度を限度といたします合併推進債というのが、実は33年で終わるわけでございますけれども、この延長を何とかお願いできんかなあというふうにも思っているところなんです。実は、愛西市までは平成17年の合併ということで、合併特例債という一つの基準になりますけれども、この動きも一方であるわけですね。特例債の延長と同時に、我々の推進債という範疇の中においても、国のほうに要望してまいりたいというふうに思っております。

そうしたことにおいて、それぞれの大型事業がスムーズにできるようなものをやっていかなきゃならないだろうというふうに思っておりますので、御理解も賜りたいと思います。私のほうからは、以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、市長のほうからお考えを伺いまして、まさにそのとおりだと私も思って、同意見であります。

今後は、まずは、目の前の課題であります新庁舎の建設を全力で取り組む、これが一番大事だと思っておりますので、議会、行政、そして市民の皆様と一緒に取り組んでいくことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に、那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして、質問させていただきます。

私も、認定第1号平成28年度弥富市一般会計決算認定について質問させていただきます。

細部にわたって、今回、主に2点、決算委員会のほうもありますので、そちらのほうでも考えておりますが、ここは2点質問させていただきます。

まずは児童福祉のほうからでございますけれども、年々利用がふえている児童クラブについてでございます。

平成27年度からは6年生まで利用が可能になりました。児童クラブは、単に保護者の方が働きに出ている間、預けている場所ではなく、しっかりとした日々の習慣や同学年だけではない縦のつながりでのコミュニケーションを学習できるすばらしい場所だと私は思っています。また、運営するほうでは、子供同士でトラブルがあったりして大変だとは思いますが、その中で、やっぱり子供たちが解決していく力、そういう経験を積むことによって成長していく場所でもあると私は思います。そういうことから幅広い年齢層で利用がふえることは、人材育成の観点からも見て大変よいことだと思っています。

だからこそ、利用したいと思うのであれば、ぜひ人材育成の観点からも希望者全員が利用できるような環境を整えていく必要があります。

ところが、ちょくちょく耳にすることがありますが、利用したくても入れなかったという声も聞きます。実際に入れなかったのか、もしくはこういった理由で利用できない場合があるのかお答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 本市では、平成12年度から児童クラブを順次開設をいたしまして、近年では平成26年度に日の出第二児童クラブ、平成27年度に弥生第二児童クラブとはばたき児童クラブ、平成28年度に桜第二児童クラブを開設するなど、施設整備を計画的に進めておりまして、現在市内の児童クラブは12カ所、定員は488名でございます。

議員が申されたとおり、平成27年4月から入所対象年齢が小学校6年生までに拡大されたこともあり、弥生、桜及び十四山東部児童クラブでは、年間を通した児童クラブの利用申し込みが年度初めより定員の近くまでございますが、待機児童はございません。

しかし、夏休み、冬休み、春休みの期間は、定員に余裕がある児童クラブを期間限定で利用することにしておりますけれども、この期間を限定して利用する場合は、迎への引き取りだけではなく、児童クラブまで子供を送り届けていただく必要があり、送迎が可能でなければなりません。また、児童クラブの利用については、定員を上回る申し込みがある児童クラブでは、入所希望を第3希望までとり、近隣の児童クラブにあきがない場合は、順次あきのある児童クラブを紹介させていただいております。受け入れの枠がない場合は、お断りをする場合もございます。なお、受け入れ枠を上回った場合には、低学年の児童や養育の必要性の高い児童から優先的に受け入れております。

希望する児童クラブが受け入れできない場合は、他の児童クラブの入所をお願いしております。保護者の皆様には、御迷惑をかけますが御理解と御協力をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 通常の児童クラブに関しては、定員割れはないということでございますけれども、夏季などのそういった長期休暇、しかも時間が長いときですね、そういったときに関しては、定員割れを起こしてしまうケースがあるということでございますけれども、保護者の方々は、子供たちは夏季で休みだとしても、保護者の方は仕事に行かなければならないといった中で、やっぱり子供を一人で置いておくのも不安ということで利用される方もふえているのではないかなと思うんですけれども、ぜひ、そういった方々に対して、極力配慮は、先ほど部長のほうも申し上げたとおり、努力はされていると思うんですけれども、実際、なかなかほかの児童クラブに紹介しても遠いという理由だったり、知らない人たちがいる中

でちょっと不安があるということで、利用を控えることがあると思うんですが、そういったことのないように、ぜひ来年に向け、準備や計画していることというのはございますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 期間限定の児童クラブの利用につきましては、定員に余裕がある場合であること、単に施設整備の問題だけでなく、児童クラブの先生、支援員の方でございませけれども、期間限定の短期間の雇用となるため、人材の確保が大きな課題となっております。

現在、公共施設再配置計画を策定いたしますので、児童クラブの施設整備に関しては、中・長期的に考えてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 施設のほうは順々に拡充しているということでございますけれども、やはり人的確保が難しいということでございました。

夏季の募集という形で、どういった人が、例えば学生さんとか、大学生さんみたいな形の方がそうした募集に来られることってあるんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議員が申されたとおり、夏休みを利用して学生さんにも多く手伝っていただいております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 学生のほうも夏季、確かに忙しいときもあるかもしれませんが、同じ学生さんは夏季休みになりますので、そういったところがやっぱり狙い目かなとは思っているので、そうした方々に広く呼びかけていただいて、ぜひ人材の確保をしていただいて、なるべく受け入れられる体制を整えていただきたいと思います。

続きまして、今度は、学校管理について質問させていただきます。

現在、全国的な問題では、長時間労働が深刻な問題となっております。特に学校関係、教職員の勤務状況が大きく取り上げられているところもございます。

そこで、我が市、弥富市のほうはどうか。残業時間の実態や勤務はどのように把握されて、改善のためにどのような対応をされているか伺います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 教職員の勤務実態の管理方法としましては、校務支援システムによりまして、出退勤時間を各教職員がパソコンに入力して、在校時間を正確に把握する手段としております。

次に、教職員の多忙化解消、負担軽減への取り組みにつきましては、6月議会でも他の議

員より御質問をいただきましたので、そのときの答弁と重複いたしますが、学校現場での多忙化解消、負担軽減について、市の取り組みのお話をさせていただきます。

教員の負担軽減のためにさまざまな分野での支援員の配置の推進をいたしております。特別支援学級への支援員、心の相談員、情報教育支援員、学校図書支援員、少人数指導講師、音楽、美術、技術家庭科等の専科講師の配置など、毎年各学校の状況を踏まえながら、適正配置及び増員を図るようにしています。

今年度は、新たに発達障がい児への支援として、長年特別支援学校で実績のあった方を市の特別支援員として、教育委員会に籍を置きながら各学校を支援、巡回できる体制を整えました。また、学校事務職員においては、事務を市の複数校で共同実施し、効率よく事務処理ができるよう各自の負担軽減を図るようにしています。

23年度に市として校務の効率化、情報化による仕事のしやすい環境づくりとして校務支援システムを導入いたしました。これにより、文書の整理・活用、公簿のデジタル化等で事務の簡素化が図られ、また職員間の連絡調整等に利用でき、打ち合わせ時間を短縮し、伝達事項を正確に把握することができるようになりました。

市内各校の取り組みとしましては、例えば職員会議を保護者学級等の行事がある土曜日の午後に行い、通常授業日の会議を減らしている学校もあります。また、週に1回、もしくは2回の定時退校日を設定して、計画的に仕事ができるよう心がけている学校もふえてきました。行事等の準備においても、担当者だけに任せるのではなく、複数名の担当としたり、職員全体で行ったりして段取りよく仕事を進めることとしています。

中学校における部活動については、土・日の活動はどちらかを休養日とし、月曜日は休養日としています。また、日没の早い11月、12月は朝練習のみにしています。これらは、3つの中学校共通に実施しています。ただし、試合日や試合の直前等は例外も認めていますが、3中学校ともほぼ2人顧問制をとっていたり、外部コーチを導入するなどして負担軽減を図っています。

さらに、今後は、本年3月に策定されました県教育委員会の教員の多忙化解消プランに基づき、教職員一人一人のワーク・ライフ・バランスに十分配慮し、各教職員が健康的に教育活動に従事できる環境を整えてまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） さまざまな取り組みがされているということでございます。

まず私が危惧していた管理側の事務に対しては、こうした校務支援システムというものがあるということで、私、初めて知りました、申しわけない。勉強不足というところでございますけれども、ただ教員がパソコンに自分で入力する形になるということですよ。そうしますと、やっぱり何ていうんですかね、実は夜遅くまでやっても、余り遅くまで残って

いると怒られるということもあって、少し早目に入力するということはないのでしょうか。
私が見たところ、中学校、特にクラブ活動もあるからという原因が主でしょうけれども、夜遅くまで明かりがついているところを見かけることもあるんですけれども、そういう把握されている勤務状況とその実態に違いはないのでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 実態に違いはないのかということでございますが、何度も申し上げますけれども、校務支援システムに各自が入力しておりますので、管理する側の負担についても、このシステムは入力いたしますと一覧表に出力され集計されますので、負担にもなっていません。正確につけていただいておりますということになっております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 先ほど私が申し上げたのは、自分でつけるもんですから、そうしたいろんな配慮から、ちょっと早目ということも可能性としてあるんじゃないかという危惧なのでございますが、実際そうしますと、今、学校、夜遅くに電気がついていることがあるんですが、何時ごろ帰られる方、一番遅い方だとどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 帰られる時間につきましては、先生が翌日の授業の準備があったり、行事が近くに控えていたりして、時間は何時という、なかなかこの時間だという特定できる時間は正確には答弁しづらい部分がありますが、県の教育委員会のほうで、公立の小・中学校に対して、在校時間等の状況記録をつけて適正な勤務時間を把握して、長時間労働にならないよう縮減に努めなさいという通知が出ております。それに伴いまして、平成25年度より、この状況について毎年11月を抽出月としてまして、80時間を超えた者、100時間を超えた者、この人数の割合の調査を実施しております。その調査結果を見ますと、本市においてはほとんどが県平均を下回る割合になっております。ただし、中学校において100時間を超える先生の割合が県平均より多い状況でありますので、これにつきましてはより一層の縮減に取り組んでまいります。中学校について夜遅くまで明かりがついているということは、こういうことが原因だと思われます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、平均だとほとんどが残業時間を下回っているということでございますが、中学校、把握されているようでございますが、100時間を超える人が少し多いということでございます。

その点の原因というか、要因的なものはつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 原因でございますけれども、やはり中学校においては部活動が一

番の原因だと考えられます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 部活動に関しては、確かに一番負担になってくる部分ではあるかと思うし、逆を返せば、それだけ熱心に指導されているということもあるんですが、ただそういった部分だけで、やっぱり教員のほうにそういった体調を崩すことがあってはいけないものですから、ぜひ、なるべく改善できる方向、今、配置が2人の顧問制をとっているですとかるお伺いいたしましたけれども、ぜひ御配慮に努めていただきたいと思います。

教職員の問題だけではなく、学校関係も保育関係も、また本庁の職員の方も、きのうも江崎議員のほうからも質問がございましたけれども、そうした公的現場の方々は、どんどん数が減らされて、業務はふえて大変な状況にはなっていると思います。管理者の皆さんも、しっかりとこの部分努力されていると思うんですけども、負担、軽減に本当に尽力されていると思いますけれども、より一層正確な実態をつかんで、その原因と負担軽減に努めていただきたいと思います。これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 8番 三宮でございます。

決算認定にかかわって質問をさせていただきます。

先日、一般質問の中であわせて質問をしたこともございますので、重複しないように質問をさせていただきます。

まず初めに、企業立地、指定企業交付金制度が果たしている今日的役割について、お伺いしたいと思います。

確かに形の上では西部臨海工業地帯への企業の進出がございまして、固定資産税が市の税収の中で非常に大きな役割を占めているということから、一見効果があるように見えますが、もう一方で実際に、特に臨海部への企業立地というのは、あの臨海部という条件の中でなければ立地できない、またあそこの中に規定もあって、一般の企業が入ることができないところでありまして、それだけに非常にあそこに立地するということは、川崎重工などを含めて特にメリットがあるから来ているということがございまして、背後地への倉庫や運輸の関係の奨励金のないところの、当然名港の関係の仕事がふえておるということから来ておるところもありまして、必ずしも奨励金のせいでは弥富の場合はない可能性が非常に強いという側面が一つあります。

同時に、一時は弥富市も交付税不交付団体になっておりましたが、結局、その最大の理由の一つは、国による所得税の一部を住民税に振りかえるという、たしか20年度だと思いますが、その措置が大きな役割を果たしておりましたが、やっぱり給料の収入の低下だとかそういうことによりまして、個人市民税はそこらに比べるとかなり落ちております。さらに、

その後、子ども手当、児童手当、こういうものの受給を理由といたしまして年少扶養控除が廃止になって、それで一定の住民税のかさ上げが行われましたが、それも含めて、要するに国の税源移譲時に比べて大幅に減っているのが現状であります。したがって、県下の他の市町では、弥富のような固定資産税の増加がないことから、当時よりも税収が住民1人当たりで減っておるところが多数になっております。そういう関係から見ましても、この問題については一考を要するのではないかと思います、特にその背景について、今の国の税制の問題が非常に大きい原因になっていると思いますので、少し触れておきます。

1日に財務省が発表しましたが、2016年度の法人企業統計によりますと、資本金10億円以上の大企業の内部留保が初めて400兆円を超え、前年度より17.6兆円もふえております。安倍政権が発足した2012年度に比べて69.9兆円もふやしております。経常利益は、2012年度の35.9兆円から2016年度は52.8兆円へと47.1%も増加しております。役員報酬は、同じ時期に9.3%もふえております。一方、労働者の賃金は3.6%増にとどまり、この間に物価は5%上昇したので、実質賃金は下がっております。

安倍政権は、企業の税負担を減らせば設備投資や賃金はふえるなどとして、法人実効税率を発足時の37%から29.97%と7.03ポイントも引き下げ、海外子会社も含め連結決算を行っている巨大企業では、さまざまな減税制度によって実効税率は16%ということが、さきにも国会で問題になっております。建物や機械設備などの有形固定資産は、2012年度の192.5兆円から2016年度はわずか6.4兆円しかふえておりません。減税分は、設備投資にも賃金にも回らず、ほとんど現金や証券で大企業がため込んでおります。

これに愛知県は、小牧のジェット機をつくっております三菱に対しては、不動産取得税を約100億円実質減税するとか、弥富でも企業立地に伴う事実上の固定資産税の減免が旧条例で29年度と同じ状態で川崎重工が続くとなると、最終的には約28億円となる見通しですが、その77%は川崎重工が恩恵を受けているものでございます。

このように、県や国が行っている企業に対する優遇税制というのは、結果的にはますます内部留保をふやす役割を果たしておりまして、雇用の拡大だとか、あるいは賃金の上昇だとかということにはほとんど回っておらず、かつて総務省もそうした形での企業誘致は控えるべきだということを述べていたこともございますが、やはり弥富市にとりましては、この収入は、事実上不交付団体の状態が続き、今後も庁舎建設などがございますので、まず当分、不交付団体になることは考えられませんので、そうすると国が、弥富市は要するに標準的な行政を行うに必要な財政が足りないから交付税で措置をするという団体であるにもかかわらず、その中から28兆円もの、この18年度以降ですから、合併直後に使われて、だから、合併特例によりまして、かなりの部分が実はそういう形で使われたと。仮に年間2億円使えるとすると、先ほど平野議員も質問されておりましたが、市の道路整備や何かはかなり楽になる

ことは考えられるわけではありますが、そういう形できちんと位置づけてこの問題を見ていく、幸いというか新制度では、旧制度ほどの大きな減税はありませんが、それにいたしましても、やっぱりこういう減税を受けられるところは、ごく限られた企業でございますので、やっぱりこの収入が市民の暮らしを直接支える財政であるということを考えたら、私はもう少しきちんと検討した上で対応していただくことが必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

あわせて、この一般質問、あるいは先ほどの質問を聞いておりましたが、財源の問題が非常に大きな皆さんの悩みになっておりますが、私は、市長もかつて言われたことがあると思いますが、やっぱり大企業の内部留保をきちんと使うとか、もともと消費税が社会保障のためにということで導入されたわけではありますが、実際には、今日までの実情を考えれば、法人税の減税にほぼその90%が充てられております。もともと国の税収の主要部分、一定の割合を地方交付税として市町村財政のために使うということにされておりますが、ここが消費税増税分の8割、9割が実際にはなくなっていくということであれば、本当に市長もいつも、こんな状態では、地方が成り立つような状態、きちんとしてもらわなければとてもやっていけないということをおっしゃられるわけではありますが、その一番土台がまず税制の面で国が壊していること。

それからもう一つは、企業減税もそうありますが、個人所得税におきましても、1億円を超えると実効税率がどんどん下がっていくと、その最大の理由は、特に大資産家で株等の要するに配当や売買利益、こういうものは20%の分離課税でありますから、実際には年収1億を超えるような人たちなら、40%、50%という通常課税ならなるわけではありますが、そういう形になって、したがって1億円を超えるとどんどん実効税率が下がっていくという仕組みにもなっております。こうした税制の民主化をきちんとすること。

さらに、非正規雇用が拡大をして、やっぱり働く人たちの収入が減っていることとあわせて、今、安倍内閣の働き方改革で大きな問題となっておりますのは、自由な働き方がしやすい環境整備ということで、フリーランスと呼ばれる個人事業主や請負委託などの働き方が広がり、実際には形態からいうとほとんど一般の勤労者と変わらないような契約や条件であるにもかかわらず、既に1,122万人がこういう働き方をしていると。一例を申し上げますと、佐川急便の孫請事業主は、午前8時から午後10時まで、50件、60件の配達をしても1件当たりの単価は135円で、手取り収入が約18万円、ガソリン代などを引くと手元に残るお金は1カ月13万円だと。こういうむちゃくちゃなことが労働基準法や何かの規制が一切なしでできる仕組みをどんどん拡大しております。

やっぱりこういうものをなくして、きちんと国民の暮らしができるように働き方をすることを通じて、個人住民税がきちんと担保されるような仕組みを国に強く求めていくこと、税

制の民主化とあわせて、やっぱり国民生活の土台をしっかりとするという、ここを抜きにして、今、私は財政再建というのはとても考えられないというふうに思っておりますので、やはりこういう立場からしっかりした議論を進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

今、三宮議員から税制の改正云々というようなお話がございましたけれども、ちょっと法律等々になってきますので、私のほうからは、まず企業立地の指定交付金のところについてお答えをさせていただきます。

企業立地の促進に関する条例につきましては、本市の産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、市勢の発展に寄与することを目的に、平成16年度に施行され、平成28年度までに11年間、奨励金の交付企業数は延べ20社、交付額は約19億円となっております。

この条例は、先ほども議員少しお触れになりましたが、平成26年10月に一部改正をしております。主な内容については、次のとおりでございます。

1つ目に、地域要件及び土地の取得要件を廃止し、地域を市内全域として指定業種を定めております。

2つ目に、敷地の定義を、新設の場合は、敷地面積を3,000平方メートル以上から1万平方メートル以上とし、増設の場合は、既存の敷地とは別に3,000平方メートル以上の拡張により、合計が1万平方メートル以上の一団の敷地といたしました。

3つ目に、奨励金の交付期間を5年から3年間に短縮し、算定金額は新条例では2分の1とし、各年度の上限額を1億円といたしました。

このような内容で改正し、平成31年9月30日まで延長をしたところでございます。

今後の奨励金の状況でございますが、旧条例対応が川崎重工東工場で平成29年度より5年間、新条例で対応する企業は3社が既に指定済みでございます。さらに、数年先には競馬場隣接地17ヘクタールでございます。弥富第1貯木場南側の分譲地約4ヘクタールや、その南側が造成中で9.6ヘクタールであり、今後も企業の進出が見込まれます。

新規事業所建設に当たりましては、初期投資が高額であり、企業にとっても相当な負担が必要であると見込まれます。県内のほとんどの市町村において、産業立地の優遇制度を実施しております。このようなことから、事業所建設時に奨励金が助成されることは、企業誘致をする上で大変有効であると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に御答弁申し上げていきたいと思いますが、1つ数字の点で少し大きく食い違うところがございますので、また後ほど、私どもの所管と精査していただきたいわけですが、今まで11年間でその交付額、企業という方に対して奨励金

の交付金制度で、交付額は19億2,000万で私どもは捉えておるわけですが、先ほど三宮さんの御質問では28億という形で、これは将来にわたって、まだまだこれから先に対しての加算もされているのではないのかなというふうに思っておりますので、今までの28年度末との数字と食い違っていることを御確認をいただきたいというふうに思っております。

私ども基礎自治体としては、基礎自治体としてしっかりと生きていかなきゃならないということで、国との連携だとか、県との連携というのはもちろんあるわけでございますけれども、市としてどう歳入を確保していくかということは、基礎自治体として当然考えていかなきゃならない。そして、県のほうに要望し、国のほうにも要望していくということでございます。

今、私は、全国市長会の税制調査会の委員をさせていただいております。国のほうに対する要望ということについては、これからもしっかりやっていきたいわけでございますけれども、やはり基礎自治体がしっかりと確立していくということが大条件になってまいりますので、そういった中における法人税の問題であるとか、あるいは交付税の問題であるとか、最近よく消費税の問題がまた出てきておるわけでございますけれども、こういったような問題。また、個人資産ということの問題についても、税制調査会のほうで議論をしていきたいというふうに思っております。

しかし、我々基礎自治体は、基本的には大変厳しい社会保障・税一体改革という形のものをお願いしていくわけですが、平成31年10月に消費税が8%から10%という改正が現状あるわけでございますけれども、これはお願いしていかないと、社会保障が、医療、介護、福祉がもうもたないということでございます。もう何回も申し上げておるわけでございますけれども、政府がどのようにこれからの動向の中で御判断されるかわかりませんが、もしこれが改正されなかった場合においては、改正された場合においては、現状の消費税プラス弥富市としては2億1,500万、次年度から消費税の交付金で来るわけでございますので、いわゆる社会保障費にそういったことが充てられていくということでございますので、大変死活問題でございます。国がそうできない場合においては、代替財源というものを確保していただかないと、なかなか厳しいというような状況でございます。

先ほどの全国市長会の税制調査会でも、この消費税の問題を取り上げさせていただきまして、やはりしっかりと前へ進めていただきたいというのが我々の立場でございます。そうでないと、大変厳しい状況が続いているということでございます。

また、企業立地の交付金等につきましては、平成31年9月30日までが現状の限度でございますので、これを延長するかどうかにつきましては、また議員各位としっかりと議論をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長から提起がありました、ちょっと数字違っておるんじゃないかというお話ですが、これ事務局とも確認いたしまして、要するに旧条例が川崎重工のこの今の分を含めてでありまして、29年度予算のような状態が続くとなると、川崎重工の旧条例による分を合わせると28億円になるということでありまして、それは既に事務局と確認済みのことでございます。

〔「年度末が違うということ」の声あり〕

○8番（三宮十五郎君） 年度末じゃなくって、旧条例で決めた、もう川崎重工が最後ですから、これが終わったところということでありまして、今の28年度なり、29年度ということではありません、それはね。ただ、実際には、この条例によって、要するにいただいたで税金をお返しするということがあるということは事実でございますので、御了解いただきたいと思います。

今、市長のほうからもお話がありましたが、結局、社会保障のためにということで消費税が導入されても、その一方で、小泉内閣以来の法人税の軽減ですよね。このことによって、本来地方交付税に回る部分のかなりの部分がなくなっていったって、その分を消費税で賄っていくということでもありますので、社会保障のために使うという名目は、結局、従来一般税源で賄っていた部分を消費税で賄っていくということでありまして、だから、税金そのものがそんなに消費税を入れてもふえてないんですね。ここに大きい、せっかく多くの皆さんの善意で社会保障のために使われるから、少子化や高齢化のためになるんじゃないかと思って、我慢をして払っておられるわけであります。そういう状況では、やっぱりないということですね。ここをやっぱり直していくことと、それから本当に日本の税制が年収1億円を超えるような株の配当だとか、売買利益をかなり大きな割合で持っておる人たちについては、ちょっと以前までは、まだ私たちのただ同然の預貯金の利息が20%のときでも、10%で、特例で引き下げた部分がずうっと続いていましたよね。そういう税金の集め方、使い方に非常に大きな問題があることが、やっぱり今日のこういういろんな地方の深刻な悩みをつくり出していることと、働き方がどんどん悪くなっていったって、非正規が蔓延するということとあわせてまして、今申し上げましたような本来は雇用として、労働者として保護されなきゃいかんような人たちが多様な働き方という名目のもとで、実際には個人事業主だとか、そういう扱いになって労働基準法の外に持っていかれて、収入の面でも、社会保険制度の面からも疎外されていくというような国の仕組み、土台そのものがどんどん壊されていく。

そして、まだ弥富なんかは税金ふえておるんですが、地方は、どんどん税金がふえない、市長が先日もおっしゃられましたが、東京以北では、不交付団体は一つもないというよう状態というのは、やっぱり国の、これは地方が強く要求しておりますが、税源をきちんと仕事に見合った形で地方に配分するということが、きちんと担保されないこととあわせて、もと

もとのいただけるはずの、当然負担していただくものがされない。そして先ほどもちょっと申し上げましたが、今、企業が立地するのは奨励金があるとかそういうことじゃなくって、実際に利益が上がる見込みがあるかどうかなんですよね。奨励金の1億や2億というのは、そんなに問題にならない状態で、ここ弥富に立地している最大の理由は、西部臨海工業地帯があって、あるいは奨励金なしでたくさんの倉庫や運輸関係の事業所が入ってますよね。これは、やっぱりここに来れば仕事が便利だったり、利益が見込めるということでありまして、今、私申し上げましたように、400兆円を超えるうちの半分以上が現金や証券でため込まれて、こんなことは日本の歴史上なかったことが行われておることが日本の経済を麻痺させる。そして、その土台の働く人たちがちゃんとした収入が得られない。

そして、一番大きな問題は、もう早くから大きい問題になっておりますが、どんどん子供が減っていく。弥富も19年4月から子供の医療費無料を中学校卒業までに拡大したこととあわせまして、平島の区画整理の土地がそれ以前から売り出されたこととあわさって、受け入れるところがあったこともありまして、人口もふえる、子供もふえる。したがって、22年がピークで後はずっと減り続けていますよね。こういう状態でありますので、やっぱりそういう税、それから今の400兆円もため込んでおるうち、200兆円は設備投資や給料に回るんじゃないかって、そういう形になっておるということを、国の責任できちんと変えていくということを私は一番中心にさせていただくことが、今、市長会を初めとする全国の地方自治体が望んでいる必要な財政資源を私はしていただける一番土台になる方法ではないかと思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 企業もゴーイングコンサーン、企業の存続と発展ということを常に考えながら経営をしてみえるわけでございます。また、グローバルというような状況の中で、世界との競争の中で打ち勝ていかなきゃならない、そして企業そのものが存続発展することが、次のまたいいサイクルにつながっていくと、雇用であり、所得であり、それが消費の拡大に結びついていく、いわゆる景気動向については、企業としても、再設備、設備投資をしていくということが大変重要であろうし、また個人消費という消費の伸びが大きく景気を左右してくる、この循環というのは基本にしっかりと押さえたいかなきゃならないというような状況だろうというふうに思っております。

そうした中で、今現在、企業がどういう立場にあるかということは、それぞれの特に上場企業と日本の発展というか、日本の存在というか、そういったことには、密接に関係してくるというような状況であろうというふうに思っておりますので、一概にため込むことが悪ではないというようなことを御理解もいただかなきゃいかんというふうに思います。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 奇跡の高度成長と言われた、私たちが今の「ひよっこ」の時代というんですか、NHKで放映している「ひよっこ」の時代ですよね。私も、高知県から中学校を卒業して集団就職で名古屋に出てきたわけですが、この時代は、日本全体は貧しかったけれども、企業がため込む割合も少なくって、給料や設備投資に回して、中小企業は元気でしたよね。これがやっぱり、奇跡の経済成長を支えた大きな柱だったんですよ。

今は、400兆円のうち200兆円も現金や証券でため込んでおるなんていうのは、極めて異常ですよ。しかも、例えば個人のあれでも、1億円を超えるとどんどん実効税率が安くなっていくなんてのは、そんな時代には絶対ありませんでしたよね。ちゃんと利益を上げた企業は税金を払うし、個人もそのように払うと。だから、非常に所得のある人たちが大きな負担をしていただいて、そうして日本の発展を支えてきたんです。

今はもう、海外で利益を上げて、子会社から配当で受け取れば5%の税金を払えば済むなんていう仕組みがありますから、結局、投資はもうかる投資しかないということで、さっき申し上げましたように、ほとんど安倍内閣になってから設備投資はふえていないんですね。そういう状況の中で起こっている問題。あるいは、法人税が消費税の90%ぐらいまで法人税の減税に、実際には税収が法人税のほうが減っていつていることが、地方に対する配分、交付税がきちんと出せない最大の理由になっておりますので、ここはひとつ事実をよくお考えいただくことをお勧めしまして、あと特に今回の私、決算で気になったことは、一般会計の支払利息については一番借入れが多いわけですが、1.5%以下の借入額が84.2%、1.5%を超えるものが15.8%という状態ですが、公共下水道につきましては、1.5%以下は、借入れた時期もあると思いますが約37%、それから1.5%を超えるものは63.3%というような割合になっておりまして、非常に今後も多額の借入れになっていくわけですが、非常に高い、現状でいいますと、調達は本当にただ同然で調達できるわけですから、こんなもっと安い利率にしてもらおうような、ぜひ働きかけをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 小笠原下水道課長。

○下水道課長（小笠原己喜雄君） 質問にお答えさせていただきます。

下水道事業は、建設時に集中する負担を施設利用する後の世代に負担してもらうことにより、世代間の負担の公平を図るため、地方債の発行が認められています。

下水道事業は、事業の性質から起債に関しましては、長期の償還期間を設定することが一般的であり、弥富市においても長期の償還期間、大半が30年となっております。地方公共団体金融機構資金においては、一部28年というものもありますが、そういった期間を設定しております。

借入利率につきましては、固定金利で償還期間が長期のものほど高く設定されますので、

比較的償還期間が短期、10年とか20年になるわけなんです、そういったもので設定される一般会計の起債よりも高い利率のものが多くなっているのが現状でございます。

全国的な借入利率のこれまでの傾向といたしましては、平成2年ぐらいを頂点とし、それ以降下がりはじめ、長期の利率が2.5%を下回るようになったのは平成10年ぐらいからで、1.5%を下回るようになったのは、平成25年ぐらいからになります。そうしたことから、平成7年から起債の借入れが始まりました農業集落排水事業の借入利率では、2.5%を超える起債が多くあり、また平成16年から起債の借入れが始まりました公共下水道事業につきましては、当初からの9年間における1.5%を超える利率の起債が多くあるため、そういった比較的利率の高い起債の全体に占める割合が高くなっております。

下水道事業の利息を下げる手段の一つとして、利率が下がっている現在、過去の起債の借りかえ等が考えられますが、政府系資金の起債は、繰り上げ償還した場合には、当初予定されていた利子を含む支払予定額の残額を補償金として支払わなければならないことや、元金償還に充てる新たな起債による利息が発生しますので、借りかえによる有利な点がございません。

公共下水道事業は、今後も事業を継続してまいりますので、起債の借り入れにつきましては、適切に対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 全国の市町村の財政困難の原因の大きな要因、特に人口密度が低いようなところは、公共下水道の負担が非常にどこでも大きくなっておりまして、全国的には、もう公共下水道に頼らないような整備へ、特に東北なんかは踏み出しているところが多くなってきておりますが、我がまちとしては、基本的な部分は公共下水道という選択をしておりますので、これは弥富ばかりじゃなくて、この時期、あるいは以前からのものもありますが、長期だからということで、今言ったような、それは国や仮想の理屈かも知れませんが、一般会計等がずうっと同じ時期というよりも、もっと前から借り入れてきておりますよね。以前のものが返済も済んでおったり借りかえもしておることもありますが、やっぱりこれ全国の地方自治体が大変、こういう超低金利で、国民なんか預貯金はもう定期預金が0.0何%の時代ですからね。こんな利息を払うのが当たり前ということは、幾ら何でもちょっと納得がいきませんので、ぜひこれは市長会等でも御検討いただいて、国に対して地方、特に多くの市町村が苦しんでいるということは、一番全体の中で大きい悩みは下水道事業ですので、なかなか料金で必要な費用がとれないということも百も承知ですから、やはり必要な支援を地方から声を上げていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 下水道事業は御承知のように、私どもとしては特別会計で位置づけさ

せていただき、大変多額な投資、そしてまた国のほうの補助で2分の1、そして私ども一般財源から2分の1で肅々と進めさせていただいておるわけでございます。

一昨年、10年概成で、国のほうからの通達もあるわけでございますけれども、私たちは、この4市2町で、日光川流域の下水道事業につきましては、まだスタートが非常に遅い段階からスタートしているわけでございますので、10年概成で整備ができるはずもございません。そういった中においては、国の支援がこれからも20年ぐらひは必要になってくるわけでございますけれども、それは肅々と進めていくということでございます。しかし、10年概成で、どこまでどういう形で国のほうが10年たったときに判断されるかわかりませんが、それまではしっかりとやっていきたい。21世紀の環境整備というような状況の中でしっかりとやっていきたいということでございます。

しかし、これは先ほども言いました大きな負債を抱えてやっておるわけでございますけれども、それに対しては、金利というのは非常に大きな要因であるわけでございます。そうした方については、低金利ほどいい条件はないわけでございますので、こういったことについてはよく精査をしながら、また県・国のほうに要望していきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） それでは、私の予定の質問はここまででございますので、あとは決算委員会のほうでさせていただきますので、本日は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 以上で質疑を終わります。

本案13件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時31分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 早 川 公 二

同 議員 平 野 広 行

